

文書館だより

第29号

平成9年7月

発行／群馬県立文書館
〒371 前橋市文京町三丁目番六号
☎(027) 331-3304
印刷／朝日印刷工業株式会社
☎(027) 351-1233
題字 岡庭征人書

＝紙面案内＝

- 資料紹介「鈴木實太郎の二通の礼状」
- 市町村史誌編さん室紹介（上野村誌）
- 群文協設立総会開催
- 新閲覧・新収蔵古文書
- 新閲覧・新収蔵行政文書



町村合併促進ポスター「合併が郷土の春呼ぶ光呼ぶ」

(昭和二十九年 知事83 A 2 縦53 cm×横37 cm)

群馬県には現在七〇の市町村がありますが、明治四年の群馬県誕生以来、県内市町村数の大きな変化が二回ありました。一回目は明治二二年に市制・町村制が施行された時で、二一九あった町村が、合併推進の結果二〇六町村になりました。二回目は戦後の諸改革の中、地方財政確立と国・地方の事務再配分を求めたシャウプ勧告を背景に、「町村合併促進法」(昭和二八年)によって実施された町村合併の時でした。県では町村合併促進審議会を設立し合併事業を進めました。

この合併事業は明治以来の大改革だったため、住民の合意を得るための啓発宣伝には特に力が入られました。上のポスターは県が作成した啓発用のポスターで、五〇〇枚を作成し各市町村などに配布しました。ポスターには町村合併の目的、利点、必要性などが記され、合併が進めば住民の生活が向上し、どんなに有利であるかが宣伝されています。

続く「新市町村建設促進法」(昭和三一年)での合併もあり、昭和二八年の一九六市町村が三五年には七五となり、四二年に現在の七〇市町村となりました。

なお、戦後の町村合併関係文書は今年五月から閲覧できるようになり、第二回常設展(七月八日・八月三日)でその一部を展示いたします。

〈取蔵資料紹介〉新規閲覧・東京都大田区斎藤忠一家寄贈文書

鈴木貫太郎の二通の礼状

一・二六と八・一五

古文書課 鈴木 一 哉

今年五月に新規閲覧開始となった斎藤忠一家寄贈文書（請求番号〇九五〇六）から終戦時の内閣総理大臣鈴木貫太郎が斎藤忠一氏の父熊雄に宛てた二通の書状を紹介いたします。

鈴木貫太郎は、群馬県にゆかりのある軍人政治家です。貫太郎は慶応三年（一八六七）に、関宿藩（現千葉県）久世家の家臣で和泉国（現大阪府）にあった久世家領の代官を務めていた鈴木由哲の長男として生まれました。明治九年（一八七六）一月に父由哲が熊谷県庁に奉職当時は群馬県ではなく熊谷県ですが、この年八月には群馬県が成立し本県職員となる）したため一家は関宿から前橋に移住し、貫太郎は桃井学校（現前橋市立桃井小学校）に入學しています。同校卒業後、明治一二年に第一七番中學校根川学校（後に群馬県中學校と改称）に入學、この中學校の同窓生に斎藤熊雄がおり二人の間に晩年まで続く交友関係が生まれています。

斎藤熊雄の父は前橋藩松平家の家臣であった斎藤信一（衛夫、看園）です。その子供には慶応三年生まれの末子熊雄の外に、群馬県の民権運動家として著名な斎藤壬生雄、同じく民権運動家明治一八年の大阪事件に連座して獄中死した山崎重五郎、明治四一年から大正一一年（一九二二）にかけて共愛女学校の校長を務めた青柳新米等がいました。

熊雄は、群馬県中學校から群馬県師範學校に進み卒業後、新田郡の高等小學校に勤務するものの、明治二四年には辭職し京都の同志社神學部に入學、その後新潟の新発田教會で伝道に従事しています。明治二九年には省小學校（現太田市）初代校長として着任、以後県内各地の小學校長や訓導等を歴任しています。

一方、明治一六年に群馬県中學校を退學した貫太郎は上京、海軍兵學校に入學し海軍士官となり日清・日露戰爭では水電艇や駆逐艦を指揮して活躍し、大正三年に海軍次官、同一二年に海軍大将となり、さらに連合艦隊司令長官、海軍軍令部長等の要職を歴任しています。昭和四年（一九二九）に予備役となり、侍從長（兼秘密顧問官）として宮中に入り昭和天皇の側近に仕えることになりました。

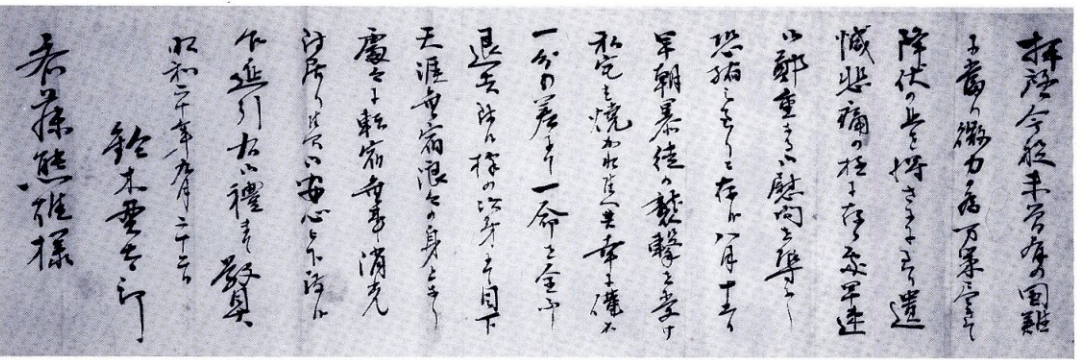
侍從長在職中の昭和一一年二月二六日に二・二六事件が起こり、昭和五年のロンドン海軍縮小條約調印を支持していた貫太郎は事件首謀者の青年將校等から「君側の奸」として批判されていたため、銃撃をうけ瀕死の重傷を負っています。

この事件後に熊雄は、貫太郎宛に見舞いの書状を送り、それに対する三月二一日付の貫太郎の礼状（文書番号一三〇）が斎藤家に残されました。その本文には「當時身に三弾を受け出血の為一時脈搏（脈拍）殆んど消滅せしも幸危機を脱し、爾來經過極めて順調に相運び、最近腰部の

一弾を剔出（摘出）し」と事件後の自身の容態が淡々と記されています。この書状は多数発送されたらしく、本文は直筆の書状を写真版にし印刷したものです。

二・二六事件に続いて貫太郎の名が世上に知られたのは、昭和二〇年四月七日に成立した鈴木貫太郎内閣の首相としてでした。この時点で太平洋戦争の戦局は、硫黄島を失い、沖縄本島にはアメリカ軍が上陸しており、本土には爆撃機B二九の大編隊が来襲していました。日本にとって絶望的な情勢の中で「老齡七十九」の「首相などになる意志は毛頭」なく政治についてはまったく素人であった貫太郎に重臣會議の推薦を経て組閣が命じられました（「内は鈴木貫太郎自伝」より、以下同じ）。

首相就任に当たり貫太郎の決意は「陛下（昭和天皇）の思召に基礎を置く」とでした。しかし、天皇はその立場上、国政を左右する事柄について自らの「思召」を直接口にするとはほとんどありませんでした（明治憲法では統治権は天皇に属しましたが、天皇は政治上の責任を負わず、その責任は國務大臣が負うことになっていました。そのため、憲法上の諸機関が正規の手続きで決定したことに対しては、天皇に拒否権がないと貫太郎は理解していました。したがって「思召」とは、侍從長として昭和天皇との交流から生まれた「陛下にたいする以心伝心として、自ら確信したところ」でした。その内容は「すみやかに大局の決した戦争を終結して、国民大衆に無用の苦しみを与えることなく、また彼我共にこれ以上の犠牲を出すことなきやう、和の機会



を掴むべし、との思召」でした。

貫太郎は自分の内閣で戦争を終わらせる決意でした。しかし、首相自ら和平を口にすれば本土決戦を主張する軍部主戦派のクーデターも起こりかねない情勢です。七月二十六日には米・英・中三方国から日本に対する戦争終結の条件がポツダム宣言として示されました。軍部主戦派はこれに反発しましたが、八月六日に広島に原子爆弾が落とされ、八月九日にはソ連の対日宣戦布告がなされる状況の中で、ポツダム宣言の受諾の可否を巡り昭和天皇の臨席のもと主要閣僚と軍部首脳による御前会議が開かれました。会議は紛糾し一〇日に至り貫太郎は昭和天皇の「聖断」に決定を委ねました。通常、天皇が御前会議で直接国政上の意志決定をすることはありませんでしたから、これは非常手段でした。天皇はポツダム宣言の受諾の決断を下しました（終戦の正式決定は八月一四日の御前会議における再度の「聖断」による）。

八方塞がりの政治状況の中で、政局を終戦へと導いたのは「余は閣議をリードすることなく、もっぱら聴き役に回り」「常に意見の出つつくすのを見て、自から一つの結論に落ちついて行くのを待った」という忍耐力と、天皇の「聖断」を引き出す決断力との両者を併せ持った貫太郎の政治力でした。鈴木内閣は八月一五日には総辞職し、一七日、東久瀨宮内閣がこれに替わります。

終戦後、前橋の熊雄は、貫太郎宛に慰問状を送ります。写真の文書（文書番号一七八）は、それに対する貫太郎の礼状の本文です（以下、釈文）。

拝啓 今般未曾有の国難

に當り、微力の為万策尽きて降伏の止を得ざるに至り、遺憾悲痛の極に存候處、早速御鄭重なる御慰問を辱ふし恐縮之至りに存候、八月十五日

早朝暴徒の襲撃を受け私宅を焼かれ候へ共、幸に僅か一分の差にて一命を全ふし

退去致候様の次第にて、目下天涯無宿浪々の身となり處々に転居無事消光

致居り候間、御安心被下度候乍延引右御禮まで 敬具

昭和二十年九月二十二日

鈴木貫太郎

斎藤熊雄様

この書状は貫太郎の直筆です。冒頭の四行に敗戦国の首相としての思いが込められています。八月一五日早朝、本郷丸山町の私邸にいた貫太郎は、首相を襲い降伏を阻止しようとする佐々木武雄陸軍大尉に率いられた武装グループに襲撃されますが（半藤一利「日本のいちばん長い日」、かろうじて逃れています。私邸が焼かれたため、その後は親族・知人宅を転々とし、この礼状は子息の鈴木一郎から投函されたものです。書状中の「目下天涯無宿浪々の身となり」の部分は、苦難の中にあるにもかかわらず、ほのぼのとしたユーモアを含み、貫太郎の人格が窺えます。

鈴木貫太郎は昭和二三年四月一七日郷里関宿の自宅にて永眠。母校である前橋市立桃井小学校には「正直に 腹を立てずに 擔まず励め」の貫太郎の石碑が残されています。

市町村誌編纂さん室紹介

上野村誌編纂室

「編集室紹介シリーズ」の第1号として指名を頂いたが、書き始めてハタと当惑している。上野村は人口では群馬の町村の下から2番目、教育委員会は多分最小、勿論専用の部屋などあるはずもなく（要望はしているが）、編集等実務担当は机はあるが非常勤の方が一人だけ、書籍・資料等は委員会の一隅のロッカーに当座必要なものを含め、後は役場二階の和室の片隅に置いているのが実情である。

村誌作成の企画そのものは昭和五〇年代の終り頃から始つたので、すでに十数年を閲しているが、具体的に動き出したのは平成三年度からである。前教育長の雨木久康氏を中心としてまず編集委員会が発足し、その会議で全体の内容や発刊計画等具体的なこと、各分野毎の執筆者、分冊形式（一分冊は一〇〇―一五〇頁）、逐次出来上がったものから刊行していく事等の大枠が決められた。

平成六年十二月、統括し、大綱を決め、監修する最高決定組織としての、村長を会長とする編纂委員会が開かれた。これまでの経過や今後の方針が承された。内容は分野別に大きく、I 歴史編 II 民俗・伝説編 III 地誌・文化財編 IV 自然編 V 資料編に分れ、各編毎にさらに数分冊で構成される。例えばIVの自然編

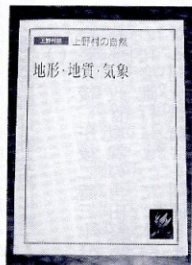
は①地形・地質・気象、②哺乳類・鳥類、③昆虫類・魚類・爬虫類・両棲類・貝類、④植物、⑤目録、の5分冊となる予定である。

執筆に関しての困難点は、歴史編の前世以前の資料が全くといってよいほどないことで、これはまあ奥多野にはほぼ共通することなのだが、その上、大正時代に上野村役場が火事で全焼したためそれが挙げられる。IIの民俗・伝説編では、伝承され受け継がれて来たものが急速に散逸し忘れられつつあることで、執筆者が苦労しているようである。資料編では県立文書館のご協力を頂きながら、大墳武平、千木良増二、石刈保の三氏が村内の古文書を読んで下さっているのだが、意外に量が豊富なため足掛け三年を経てまだ半ばにも到達していない。これが終らねば歴史編の近世には手が着かない。

一方、自然編については、すでに藤岡・鬼石・万場で市町村誌の仕事が進んでおり、執筆者のほとんどがそれらに関係されたベテランであるということ、共に神流川流域と言うことで共通項が多いこと、もあつてかなり順調のようである。

ともあれ、上野村誌も十五分冊（予定）のうち最初の一冊を刊行し得たに過ぎない。各方面のご援助を頂きながら、気を引き締め、あせらずじつじつと仕事を進めていく積もりである。

（上野村教育長 大島道男）



『上野村誌』
地形・地質・気象編

「群馬県市町村公文書等保存活用連絡協議会」

設立総会・記念講演会の開催

県及び県内の市町村が保管している公文書や、地域に伝存する古文書・記録類を歴史資料として保存活用するため、会員相互の連携と協調を図り、もって行政の円滑な推進と地域文化の振興に寄与することを目的として、「群馬県市町村公文書等保存活用連絡協議会」の設立総会が、本年五月二十二日(木)午後一時三十分から当文書館の三階研修室において開催されました。

本協議会は、平成八年度に県内二四市町村と文書館で設立に向けた準備会を組織し、会則、会費、事業内容など三回にわたって協議を重ねたのち、県内七〇市町村に入会を呼びかけたところ、六一市町村から入会の申し込みをいただき、このたびの発足に至りました。

設立総会は、四五市町村から六一名の出席を得て、当館の横尾勝美副館長の総司会で始まりました。

- 一、開 会 (横尾副館長)
- 二、あいさつ (田中康雄文書館長)
- 三、経過報告 (三谷昇古文書課長)
- 四、議長選出 (田中文書館長)
- 五、議 事

- (一) 会則の承認(野口茂子次長)
 - (二) 役員を選出(同)
 - (三) 平成九年度事業計画(同)
 - (四) 平成九年度予算案(同)
- 六、役員紹介・会長あいさつ
七、来賓祝辞

八、祝電披露

九、閉 会

田中館長のあいさつでは、日本の社会が戦後五〇年という節目の中で大きな転換期を迎えており、地方分権とか地方の自主性が問われている今日、県及び市町村において自ら過去を検証し、現在を認識し、将来を展望するという発想が必要であり、そのため基礎資料となる公文書をはじめ文書・記録類の一貫した保存管理が不可欠であり、ここに市町村相互の研修と情報交換の場として本会が設立される意義はたいへん大きく、文書館としても微力ながら全力を尽くしていきたいと述べました。

つづいて、三谷古文書課長が本会設立に至る準備会の活動内容などについて経過報告を行ったあと議事に移り、議長に田中文書館長が選出されました。議題は、前掲の第一号から第四号議案まで当館の野口次長が説明を行い、すべて満場一致で承認されました。なお、事務局は文書館におき、初代会長には田中文書館長が選出され、本年度役員の市町村は次のとおり決定しました。

- ・ 会 長 県立文書館長
 - ・ 副会長 前橋市、大間々町、新治村
 - ・ 理事 高崎市、館林市、玉村町、下仁田町、北橘村
 - ・ 監 事 中之条町、上野村
- 事業計画では総会、理事会のほかに講

演会、公文書・古文書に関する研修会、視察研修会の開催、会報の発行が承認されましたが、予算案については市町村の法令外負担金が承認されなかったため、今年度は文書館の負担金だけで運営することになりました。

すべての議案が承認されたあと新役員の紹介があり、つづいて来賓の県総務部学事文書課長森山脩一様(代理)から本会の設立を機会として史料保存の輪がますます広がることを期待するとの祝辞をいただき、また埼玉県地域史料保存活用連絡協議会長柴崎常雄様からは、各県相互の連携や交流を促進していきたいと激励のお言葉をいただきました。そして最後に、県市長会長山本達司様、町村会長黒澤丈夫様、新潟県歴史資料保存活用連絡協議会長南憲一様、神奈川県歴史資料取扱機関連絡協議会長後藤仁様、千葉県



「群文協」設立総会(役員紹介)

史料保存活用連絡協議会からの祝電を披露し、総会行事は盛会裡に終了しました。

○ 総会終了後、午後二時三十分から前橋市総務部行政管理課の角田堅志文書法規係長の司会進行によって、本会最初の事業となる記念講演会を開催しました。

・ 演題「歴史を未来へー公文書の過去・現在・未来ー」

・ 講師・高階勇輔教授(高崎経済大学地域政策学部長)

高階先生のご講演は、事前に用意された資料をもとに、ヨーロッパにおける文書館事情や自らの閲覧利用の体験談なども交えながら、地域の中で文書館の役割や公文書等の史料保存の大切さ、さらに情報公開制度と文書管理の関連などについても分かりやすくお話しいただき、たいへん有意義な内容でした。

講演終了後、本会副会長の新治村総務課長鈴木一己氏から閉会のあいさつがあり、そのあと文書館職員の案内で館内の施設見学会を行って、午後五時にはすべての日程を終えて散会しました。

○ 本会の設立によって、群馬県も遅れはせながら、公文書等の保存活用について県及び市町村のネットワーク化の第一歩を踏み出したわけです。そして総会翌日には、新たに勢多郡大胡町が入会し、会員は全七〇市町村のうち六二市町村となりました。今後は、残り八町村へ入会を働きかけていくとともに、県市長会及び町村会に対しても法令外負担金を認めていただけるようお願いしていきたいと思

新たに閲覧できる

古文書

閲覧点検を終え、新たに閲覧利用でき
る寄贈・寄託古文書は次のとおりです。

◎利根郡新治村猿ヶケ・笛木昌二家文書

笛木家は江戸時代は吾妻郡猿ヶケ京村の
年番名主役を務め、明治時代には久賀村
の役場書記も務めています。文書の多く
は江戸時代の村方文書と昭和戦前期まで
の同家私的文書です。点数は文書番号一
番から四六一番迄の六二三点です。主な
文書としては、後年の写本ですが貞享三
年(一六八六)の「合瀬村検地水帳」や

「永井村・猿ヶ京村林検地帳」等があり
ます。猿ヶ京村以外の村方文書が残るの
は、猿ヶ京村名主が近村の吹路村・永井
村・合瀬村(現新治村)の兼帯名主を務
めていたためです。このため、正徳四年
(一七一四)から安永七年(一七七八)

迄の各村の年貢皆済目録等が断続的に残
されています。他に、猿ヶ京村に猿ヶ京
関所があった関係から関所普請関連の文
書も約四〇点程含まれています。

(請求番号八八〇二)

◎前橋市上新田町・黒岩英夫家文書

文書の伝存地は、利根郡屋形原村笹尾
(現沼田市)の黒岩家です。すでに文書
番号一七四一番迄は閲覧可能ですが、今
回新たに一七四二番から二五四三番迄の
九七二点が閲覧利用できるようになりま
した。同家の私的文書が中心で、明治一

〇年代の地券が五七七点あり、他に藤取
引等の経営活動を示す江戸時代の文書も
含まれています。(請求番号八三一)

◎太田市細谷町・冠稲荷神社文書

文書点数は三点です。文書番号一番は

享保年間の作成と推定される冠稲荷神社
の建物や境内の様子が描かれた彩色絵図
です。この絵図には別当寺であった教王
寺も描かれています。文書番号二番は「明
治三七、三八年戦役沢野村大字細谷祝賀
会祝辞」です。文書番号三番は日露戦争
の第三軍司令官であった乃木希典の直筆
と推定される「日露戦役記念碑」の碑文
です。この石碑は冠稲荷神社の境内に建
立されています。(請求番号九六〇五)

◎伊勢崎市堀口町・野村伊太夫家文書

那波郡堀口村(伊勢崎市)の野村家文
書は、すでに県会議員であった明治時代
の当主野村藤太関係の文書一六枚は閲覧
可能ですが、今回新たに高札二枚が閲覧
利用できるようになりました。作成年代
は二枚とも慶応四年(一八六八)年、九月
に明治と改元)三月です。この時期は戊
辰戦争の最中であり、三月の段階では上
野国一带は京都の新政府側の勢力範囲と
なっていました。この高札の発令者も新
政府側(太政官と東山道総督府執事)で
す。内容は住民に治安維持を求めたもの
です。(請求番号九四〇七)

◎東京都大田区・齋藤忠一家文書

齋藤忠一氏の祖父は前橋藩松平家家臣
齋藤信一(衛夫、看園)で、文書の伝存
地は前橋市です。信一の実子には民権運
動家として著名な齋藤千生雄、山崎重五
郎や明治から大正にかけて共愛女学校の
校長を務めた青柳新米、忠一氏の父で宝
泉小学校(太田市)初代校長となった齋
藤熊雄等が知られています。閲覧利用が
できるようになった文書は、文書番号一
三六番迄の一三六点です。同家文書は、

その内容から大きく三つに分かれます。

①文書番号一番から七八番迄は、共愛
女学校校長等を務めた青柳新米が晩年(第
二次世界大戦後)に過去の思い出や時事
問題をノートに記したものです。

②文書番号七九番から一二七番迄は、
齋藤信一の弘化三年(一八四六)から慶
応元年(一八六五)頃迄の写本類と明治
八年から明治三一年頃迄の日記類です。
写本類の内容はペリー来航や桜田門外の
変等の当時の大事件に関係するものが多
く、前橋(川越)藩松平家の内情が分か
るものはありません。日記類は新聞等か
ら抜き書きした政治関係記事が中心です。

③文書番号一二八番から一三六番迄
は、齋藤熊雄宛の昭和二〇年の終戦時の
首相鈴木貫太郎の書・書状・葉書です。
熊雄と鈴木貫太郎は第一七番中学校利根川
学校(群馬県中学校)で同窓であり交友
関係がありました。書は揮毫を求められ
ると多く書いた「天空海闊」です。書状に
ついては本誌二頁「収蔵資料紹介」欄を
参照して下さい。(請求番号〇九五〇六)

マイクロ収集文書では次のものです。

◎福島県伊達郡霊山町・佐藤健一家文書

上毛田島邦寧著「養蚕新論」等の養蚕
飼育に関係する数本相類等を記した「一七
八四)の天候・穀物相場等を記した「庚
辰日記」や蚕種価格協定表等一二三三点で
す。(請求番号F P 九三〇六)

◎福島県南会津郡・楡枝岐村文書

楡枝岐村名主兼沼田街道楡枝岐口留番
所役の星縫殿之助家文書の内、天和二年
(一六八二)から明治一三年迄の上野国
に關係する通行手形や尾瀬沼周辺絵図等
一四九点です。(請求番号F P 九三〇八)

新たに収蔵された

古文書

平成八年二月以降、当文書館へ寄贈
寄託されました古文書は次のとおりです。

◎北群馬郡子持村・阿久澤順一家文書(追
加寄託)

明治以降の鉄工所経営文書等三五一
〇点。
◎前橋市元総社町・伊藤泉家文書(追加
寄託)

明治一〇年の讀光新聞等四六六
点。
◎千葉県船橋市・高橋巨士家文書(追加
寄託)

江戸期の合瀬村(新治村)文書四七
点。
◎太田市下田島・荒木殺家文書(寄託)

江戸期以降の名主文書等約八〇〇
点。
◎前橋市下小出町・狩野美恵子家文書(寄
託)

大正期桐生高等学校卒業証書等二
点。
◎佐波郡東村・林晴嵐氏収集文書(寄託)

江戸期桐生町の商家文書一五三
点。
◎前橋市小坂子町・永井正善家文書(追
加寄託)

江戸期一傳流居合剣術目録等一五
点。
◎多野郡鬼石町三波川・飯塚馨家文書(追
加寄託)

三波川村戸長役場文書等約八〇〇
点。
◎北海道江別市・遠藤雅夫家文書(寄贈)

明治期の遠藤・設楽家私的文書三〇
点。
マイクロ収集文書では次のものです。

◎吾妻郡中之条町・町田浩蔵家文書

◎北群馬郡子持村・阿久澤順一家文書

新たに閲覧できる

行政文書

本年五月十三日から、平成四年度までに県庁各局から管理委任を受けた文書のうち、昭和二十一年から同三十年までに作成された文書二、八七七冊が、閲覧していただけるようになりました。各室別冊数は、別表のとおりです。ただし、部室課の名称および区分は受け入れ当時のものです。

室別にみると、農政課が最も多く八一五冊、次に学事文書課の八〇二冊、以下、治山課二七冊、地方課一六二冊、財政課一五七冊、耕地建設課一三八冊と続いています。

最も多い農政課の文書のおもなものは、農業協同組合の設立やいわゆる農地改革に関する文書、農地の開拓および入植に関する文書等、戦後の産業経済改革の重要施策の実施に関する文書です。

次に多い学事文書課の文書には、学校や教職員、六・三制の実施等に関する教育関係、神社登記嘱託書や固有境内地管理等の宗教法人関係、条例や規則等の公

| 部名 | 室名 | 課名 | 冊数 |
|-------|-----|----|-------|
| 総務部 | 秘書課 | 課 | 15 |
| | | 課 | 157 |
| | | 課 | 802 |
| 企画部 | 財政課 | 課 | 162 |
| | | 課 | 3 |
| | | 課 | 54 |
| 県民生活部 | 防犯課 | 課 | 5 |
| | | 課 | 3 |
| | | 課 | 8 |
| 衛生環境部 | 生活課 | 課 | 10 |
| | | 課 | 27 |
| | | 課 | 1 |
| 農政部 | 業務課 | 課 | 31 |
| | | 課 | 815 |
| | | 課 | 1 |
| 林務部 | 農業課 | 課 | 25 |
| | | 課 | 30 |
| | | 課 | 138 |
| 商工労働部 | 通地課 | 課 | 46 |
| | | 課 | 17 |
| | | 課 | 40 |
| 土木部 | 商工課 | 課 | 49 |
| | | 課 | 217 |
| | | 課 | 25 |
| 土木部 | 労働課 | 課 | 13 |
| | | 課 | 1 |
| | | 課 | 55 |
| 土木部 | 土木課 | 課 | 63 |
| | | 課 | 21 |
| | | 課 | 27 |
| 土木部 | 土木課 | 課 | 1 |
| | | 課 | 6 |
| | | 課 | 5 |
| 合 | | | 2,877 |

布関係等の文書があります。また、これら課の固有の業務に関する文書のほか、以前に学事文書課が他の課から引き継ぎを受けて保管していた文書が多数含まれています。そのおもなものは、前述した農政課の文書と同一群であった文書、各種の産業統計を主要とする統計課の文書、以下、森林計画等の林政課、土地収用等の監理課等の文書です。したがって、他の課に関する文書を利用する場合でも、必ず学事文書課に属する文書の目録に、目をとおす必要があります。

以下、治山課の文書は、台風等による災害荒廃林地復旧および山地治山施設に関する文書が主です。地方課の文書は、町村合併促進法の実施にともなう市町村の合併関係文書が中心です。財政課の文書は、県の予算や県債等に関する文書です。耕地建設課の文書は、農地の交換分合計画書および用排水事業に関する文書です。なお、用水関係は、土地改良課の文書にも含まれています。

以上の他、冊数はあまり多くありませんが、おもなものをあげると、次のようなものがあります。

・知事の引き継ぎや知事会の文書

- ・福祉事務所機構改革や身体障害者福祉法例規等の福祉関係文書
- ・診療施設や医師会の文書
- ・医薬品販売、温泉掘削認可等の文書
- ・生繭取締や蚕種製造認可等の蚕糸関係文書
- ・森林組合、林道、水源林(保安林)、鳥獣保護、植樹際等の林業関係文書

新たに収蔵された

行政文書

管理受任等 平成八年度に管理委任、引継により県の各機関から受け入れた文書は、二、四三五冊でした(詳細は表1のとおり)。

なお、平成七年度は、一部文庫の閉鎖にともない二度にわたって受け入れましたが、合わせた冊数は四、八七五冊となりました(詳細は表2のとおり)。

表1 平成八年度管理受任文書部局別冊数

| 部局名 | 冊数 |
|-------|-------|
| 総務部 | 139 |
| 企画部 | 319 |
| 県民生活部 | 436 |
| 衛生環境部 | 279 |
| 農政部 | 198 |
| 林務部 | 161 |
| 商工労働部 | 80 |
| 土木部 | 720 |
| 出納局 | 1 |
| 知事部局計 | 2,333 |
| 人委事務局 | 79 |
| 教委事務局 | 23 |
| 総計 | 2,435 |

表2 平成七年度管理受任文書部局別冊数

| 部局名 | 冊数 |
|-------|-------|
| 総務部 | 416 |
| 企画部 | 519 |
| 県民生活部 | 288 |
| 衛生環境部 | 211 |
| 農政部 | 463 |
| 林務部 | 720 |
| 商工労働部 | 262 |
| 土木部 | 1,746 |
| 知事部局計 | 4,623 |
| 教委事務局 | 252 |
| 総計 | 4,875 |

表3 平成八年度収集文書部局別冊数

| 部局名 | 冊数 |
|--------|-----|
| 総務部 | 52 |
| 企画部 | 87 |
| 県民生活部 | 127 |
| 衛生環境部 | 43 |
| 農政部 | 182 |
| 林務部 | 70 |
| 商工労働部 | 62 |
| 土木部 | 236 |
| 地労委事務局 | 2 |
| 議会図書室 | 96 |
| 教委事務局 | 25 |
| 合計 | 982 |

収集 昨年度の文書整理において県の各機関が廃棄した文書資料中から、文書館が歴史資料として認めて収集したものは、九八二冊でした(詳細は表3のとおり)。

平成 8 年度マイクロ複製済絵図一覧

新たに閲覧できる

マイクロ複製絵図

昨年年度マイクロ複製化した明治初期絵図は、左表のとおりです。マイクロフィルムからの複製はその場ででき、カラー複製（写真）も可能です。

| 番号 | 地 図 名 |
|----------------|-------------------------------------|
| 853 | 碓氷郡行田村 |
| 855 | 〃 上人見村 |
| 856 | 〃 下人見村 <small>耕地絵図面</small> |
| 858 | 〃 上増田村 |
| 859 | 〃 高梨子郷 |
| 860 | 〃 国衛村 |
| 861 | 〃 小日向 |
| 865 | 吾妻郡西中之条 |
| 866 | 〃 中野條村 |
| 868 | 〃 青山村 |
| 870 | 〃 折田村 |
| 871 | 〃 下澤渡村 |
| 872 | 〃 四万村 |
| 873 | 〃 原岩本村 |
| 874 | 〃 大道新田 |
| 875 | 〃 平村 |
| 876 | 〃 横尾村 |
| 877 | 〃 大塚村 |
| 902 | 〃 長野原町 |
| 878 | 〃 栃窪村 |
| 879 | 〃 市城村 |
| その他（官有地地図） | |
| 728 | 群馬郡山子田村天宗柳沢寺朱印地上全部地図 |
| 842 | 碓氷郡横川村（秩場一件添付図面） |
| その他（土木・河川関係図面） | |
| 740 | 群馬郡日向村三斜測量図 <small>耕地絵図面</small> |

| 番号 | 地 図 名 |
|-----|--------------------------------|
| 799 | 甘楽郡八木連村 |
| 800 | 〃 吉崎邑 |
| 802 | 〃 栗山村 |
| 803 | 〃 上小坂村 |
| 804 | 〃 中小坂村 |
| 805 | 〃 下小坂村 |
| 806 | 〃 青倉村 |
| 807 | 〃 大桑原村 |
| 812 | 〃 十二村 |
| 816 | 〃 羽沢村 |
| 817 | 〃 星尾村 |
| 818 | 〃 熊倉村 |
| 819 | 〃 大日向村 |
| 820 | 〃 大仁田村 |
| 821 | 〃 六車村 |
| 822 | 〃 小沢村 |
| 823 | 〃 岩戸村 |
| 824 | 〃 千原村 |
| 825 | 〃 松沢村 |
| 826 | 〃 小幡村 |
| 829 | 〃 国峯村 |
| 830 | 〃 善慶寺村 |
| 831 | 〃 上白倉村 |
| 832 | 〃 下白倉村 |
| 833 | 〃 天引村 |
| 839 | 〃 森平村 |
| 849 | 〃 入山村 |
| 852 | 〃 八城村 |
| 841 | 碓氷郡新堀村 |
| 844 | 〃 五科村 |
| 851 | 〃 二軒在家 <small>耕地絵図面</small> |

| 番号 | 地 図 名 |
|------|------------|
| 1446 | 群馬郡赤坂村絵図 |
| 742 | 緑野郡笛木新町 |
| 743 | 〃 鬼石村地券絵図面 |
| 744 | 〃 浄法寺村 |
| 767 | 〃 中島村 |
| 840 | 〃 中栗須村 |
| 748 | 多胡郡吉井町 |
| 749 | 〃 上長根村 |
| 750 | 〃 中長根村 |
| 752 | 〃 小棚村 |
| 758 | 〃 多胡村 |
| 759 | 〃 高村 |
| 760 | 〃 神保村 |
| 761 | 〃 塩村 |
| 762 | 〃 東谷村 |
| 764 | 〃 多比良村 |
| 768 | 〃 小串村 |
| 769 | 〃 黒熊村 |
| 770 | 〃 小暮村 |
| 772 | 〃 馬庭村 |
| 745 | 甘楽郡謙原村 |
| 746 | 〃 保美濃山村 |
| 747 | 〃 坂原村 |
| 773 | 〃 岩崎村 |
| 775 | 〃 上奥平村 |
| 777 | 〃 柏木村 |
| 778 | 〃 麻生村 |
| 779 | 〃 生利村 |
| 780 | 〃 万場村 |
| 796 | 〃 岳村 |
| 797 | 〃 大牛村 |
| 798 | 〃 菅原村 |

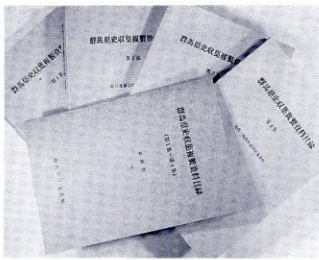
| 番号 | 地 図 名 |
|--------------|------------|
| 地券発行にかかる地引絵図 | |
| 688 | 群馬郡矢原村 |
| 696 | 〃 白川村 |
| 697 | 〃 柏木澤村 |
| 698 | 〃 生原村 |
| 699 | 〃 松野沢村 |
| 701 | 〃 引間村 |
| 702 | 〃 塚田村 |
| 708 | 〃 東国分村 |
| 709 | 〃 西国分村 |
| 711 | 〃 北原村 |
| 712 | 〃 棟高村地引絵図面 |
| 713 | 〃 菅谷村地引絵図面 |
| 714 | 〃 三津寺村 |
| 717 | 〃 福岡村 |
| 718 | 〃 中里村 |
| 720 | 〃 井出村 |
| 721 | 〃 北牧村 |
| 722 | 〃 白井邑 |
| 723 | 〃 吹屋村 |
| 724 | 〃 中郷村 |
| 725 | 〃 小野子村 |
| 726 | 〃 村上村 |
| 727 | 〃 伊香保村 |
| 730 | 〃 新井村 |
| 732 | 〃 広馬場村 |
| 733 | 〃 小倉村 |
| 735 | 〃 下野田村 |
| 736 | 〃 北下村 |
| 739 | 〃 漆原村 |
| 741 | 〃 湯上村耕地図 |

「群馬県史編さん資料」の整理を終えて

整理を終えて

「群馬県史」編さんを目的に調査、収集された古文書の複写資料等の引継ぎを受けた当文書館では、その再活用を図るため、平成五年度から新たに四か年計画で県史普及活用事業に着手し、その整理と目録作成の作業を進めてきました。

その結果、平成八年度末までに当初の計画どおり、中世から近代・現代までの時代別・出所別として年代順の『群馬県史収集複製資料目録』全四冊を刊行し、整理を終えた古文書等の複製資料すべてを閲覧公開することができました。閲覧公開資料の総計は、二〇九二件・七万七五三点、複製本七四二六冊に及びます。以下、その概要を紹介しますので、歴史研究や古文書学習の資料としてご活用ください。



目録第1～第4集及び総索引

目録第1集（平成五年度刊）は、県史編さん室の中世史部会収集資料（県の内外二〇七件・二九三三三三三・複製本三三三三三三）と近世史部会収集資料その1（前橋・高崎・桐生周辺地域、四五一件・一万五

二八四四・複製本一六四三冊）です。
目録第2集（平成六年度刊）は、近世史部会収集資料その2（伊勢崎・太田・館林・藤岡・富岡・安中周辺地域、五六二件・二万二五五五・複製本一七八一冊）です。

目録第3集（平成七年度刊）は、近世史部会収集資料その3（渋川・沼田市周辺・吾妻郡地域と県外、六〇〇件・一万八八七六・複製本二九二二冊）です。
目録第4集（平成八年度刊）は、近代・現代史部会収集資料（県の内外二七二二件・一万三五一五・複製本二二一三七七冊）が収録されています。

本目録に収録された複製資料は、いずれも古文書等の原資料所蔵者の方々から文書館での閲覧利用について承諾が得られたものに限られています。また、各家や機関等で収蔵している文書群すべてが収録されているわけではなく、時にはひとつの古文書の一部しか撮影していないものもあります。したがって、利用者の皆様には十分に満足いただけたいかもしれませんが、本県の歴史資料全体を見渡したり、跡づけるうえで欠かせない貴重な基本史料ですので、大いにご利用いただき、郷土群馬の歴史についての理解を深め、あわせて歴史資料を保存・活用することの大切さを学んでいただければ幸いです。

なお、目録全四冊に収録されている文書所蔵者名の検索とその利用の便を図るため、付録として総索引（県史部会別索引、市町村別索引、所蔵者別五十音順索引の三部構成）も作成しましたのでご利用ください。

レファレンス コーナー

Q 明治期の幻の町村合併の村名について、例が有りましたら教えてください。

A 本県の町村合併促進の動きは、明治二〇年七月から始まっており、本格的には、明治二一年六月一三日附の内務省訓令を受けて、同年六月一九日群馬県訓令乙第五三八号で管下の郡長宛に「地勢民情査察」の指示がありました。同日には県庁内に「町村制実施取調掛」が設置されて、同六月二六日迄には各郡からそれぞれ状況報告がなされました。これを受けて、県では「町村制施行第一準備着手順序」を定めて合併の手順を示しました。

明治二二年三月四日、群馬県令第一九号「郡町村区域名称」が告示されました。この結果、約一、二〇〇の町村が六分の一の二〇六の新町村（三五町一七一村）に整理されました。この時全国では、七〇、四三五四町村から一三、三四七町村へとなりました。

新町村の名称設定にあたっては、様々な名称付与の方法がありました。一 撤廃には、古地名・由緒・伝承・山嶺・河川・方位や位置を勘案して命名する場合があります。二 別個に新町村名を創出しなければなりません。例えば、山田郡福岡村・山田郡毛里田村・西群馬郡豊秋村・西群馬郡明治村・那波郡上陽村・邑

楽郡富永村・南勢多郡新里村等がこの例に該当するものでした。そして、合併の最終段階で命名された「村名」が使用されることなく幻の「村名」になった村もありました。

その一例、西群馬郡明治村（現北群馬郡吉岡町）の場合があげられます。明治村は、直前まで旧上野田村・下野田村・小倉村・北下村・南下村が「野田村」（のむら）とルビが附されています（明二八三三）。明治二一年群馬県作成の「上野国一圓郡町村区画改正見込調査」では、さらに「船尾村」（ふなおむら）という名称に決定し、理由はさだかではありませんが最終的には「明治村」となりました。また、西群馬郡の豊秋村（現渋川市）の場合も前述の「改正見込調査」によれば、「空沢村」（からさわむら）とルビが付けられております。由来は、村を貫流する「川名」をもって村名とすると注記があり、さらに湯ノ上村・石原村の「石」と湯ノ上村の「上」を合わせ、「石上村」となりましたが、これも住民感情によって二転三転し最終的には、両村の境界の小字に「豊秋」という好字の地があるのでそれにしたらという地元の有識者の意見により決着したといえます。

村名の変更がされた期間は、前述の二一年六月二六日から二二年三月四日までの約九ヶ月間に各種様々な葛藤があったものです。

現在の広域市町村圏問題を考えていく時には、これら過去の歴史をもう一度各地域毎に参考にする必要があります。

（古文書課 小山友孝）

告知板

◎企画展「鉄を活かす上州の職人
―子持村阿久沢家資料を中心に―
期間 一〇月二一日（火）～一二月二日（金）

県の重要文化財に追加指定された北群馬郡子持村吹屋・阿久沢順一家の鋳物師関係資料が、平成八年度本館に寄託されました。今回はそれを記念して近世の上州に活躍した鉄を活かす職人を取り上げ展示いたします。

なお、一一月八日（土）には午後二時から四時まで文書館研修室で、信州大学人文学部教授笹本正治氏による記念講演会を開催します。

◎「群馬県史収集複製資料目録」第4集
―近代・現代史部会収集資料―の発刊
本目録には、県史編さん室の近代・現代史部会が写真撮影によって収集した県内外の古文書、行政文書、新聞・雑誌等の刊行物など、総数一万三、四一五点（二七二件、複製本二一、三三七冊）が収録されています。

◎「群馬県立文書館収蔵文書目録」第15集の発刊
本目録は、山中領上山郷乙父村即ち、現在の行政区分で多野郡上野村乙父の黒沢丈夫家に伝存した約八、〇〇〇点の古文書目録です。分類は、村方と個人・家関係に大きく分かれ、村方文書群は当家が乙父村遠西組の村役人を務めた関係上近世後期の村方資料が主です。なお、個人・家関係としては酒造経営に関するものが特徴としてあげられます。

◎「群馬県行政文書件名目録」第9集
（明治期地理/租税編）の発刊
本目録は「行政文書簿目録 明治編」の分類目録「地理」「租税」にあたる簿冊四六〇冊、四三二一件を収録した件名目録です。地理関係では地籍台帳、官有地、官林など、租税関係では県有財産、地方税、公債などそれぞれ八項目に分類した目録となっています。



あゆみ

- 8・1・10 平成8年度第3、4回常設展（～4月13日）
- 2・10 刊行
文書館運営協議会開催
- 3・31 『行政文書件名目録』第9集・『群馬県立文書館収蔵文書目録』15・『群馬県史収集複製資料目録』第4集・紀要「双文」第14号刊行
- 4・1 文書館運営協議会委員19名
文書館文書調査員23名委嘱
- 5・10 古文書解読入門講座（17日、24日、6月7日、14日、21日、28日修了式）
- 5・13 平成9年度第1回常設展示（～7月6日）
- 5・22 群馬県市町村公文書等保存活用連絡協議会（群文協）の設立総会開催
- 5・26 明治期地籍図マイクロ撮影（～28日）
- 6・11 行政文書管理委任、引継、収集作業開始（～26日）